

福岡地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 平成30年6月5日付でされた不動産の差押処分
の取消訴訟請求事件

国側当事者・国（福岡国税局長ほか）

令和2年9月2日却下・棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	福岡国税局長 後藤 健二
裁決行政庁	国税不服審判所長 東 亜由美
同指定代理人	大川 博幸
同	石本 弥子
同	中島 和彦
同	福山 命
同	吉村 正昭
同	今村 新平
同	馬場 靖夫
同	佐久間 玄任

主 文

- 1 本件訴えのうち、福岡国税局長が平成25年11月19日付けでAに対してした別紙物件目録1記載の各不動産に対する差押えの解除処分の義務付けを求める部分及び同局長が平成30年6月5日付けで原告に対してした別紙物件目録2記載の各不動産に対する差押えの解除処分の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求（以下、各項記載の請求を「請求1」などと表記する。）

- 1 福岡国税局長は、平成25年11月19日付けでAに対してした別紙物件目録1記載の各不動産に対する差押えの解除処分をせよ。
- 2 福岡国税局長は、平成30年6月5日付けで原告に対してした別紙物件目録2記載の各不動産に対する差押えの解除処分をせよ。
- 3 国税不服審判所長が平成31年3月18日付けで原告に対してした、原告の審査請求を棄却する旨の裁決（福裁〔諸〕平30第7号）を取り消す。

4 被告は、原告に対し、1791万7000円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、平成27年1月●日に死亡したA（以下「A」という。）の相続人である原告が、被告を相手に、①福岡国税局長が平成25年11月19日付けでAに対してした相続税等を徴収するための別紙物件目録1記載の各不動産の差押処分（以下「本件差押処分①」という。）の解除処分の義務付け（請求1）、②同局長が平成30年6月5日付けで原告に対してした相続税等を徴収するための別紙物件目録2記載の各不動産の差押処分（以下「本件差押処分②」といい、本件差押処分①と併せて「本件各差押処分」という。）の解除処分の義務付け（請求2。なお、請求1及び2を併せて「本件義務付けの訴え」という。）、③国税不服審判所長が平成31年3月18日付けで原告に対してした、本件差押処分②に係る審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）の取消し（請求3）及び④国税通則法56条1項に基づき、Aがした相続税の更正請求に係る還付金1791万7000円の支払（請求4）を求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙「関係法令」記載のとおり。

3 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠等及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者

原告は、平成27年1月●日に死亡したAの妻である。原告は、Aの死亡により、Aが所有していた別紙物件目録1及び2記載の各不動産を相続し、これを所有している（乙10～20）。

(2) Aに対する相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分等

ア Aの父であるB（以下「B」という。）は、平成17年1月●日に死亡し、Aを含む相続人ら9名がBを相続した（乙4〔2～3頁〕、乙8〔2頁〕）。

イ Aは、平成17年11月30日、飯塚税務署長に対し、Bの相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の申告を行い、その後、第一次修正申告を経て、平成20年8月28日、課税価格を3億3959万4000円、納付すべき税額を2359万5500円とする旨の第二次修正申告（以下「本件第二次修正申告」という。）を行った。

ウ 飯塚税務署長は、平成20年11月17日、Aに対し、Aが本件第二次修正申告において修正申告を行わなかった部分について、本件相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件更正処分等」という。）をした（乙4〔7頁〕、乙8〔2～3頁〕）

エ Aは、本件更正処分等について、異議申立手続を経た上で、平成21年4月7日頃、国税不服審判所長に対し、審査請求を行ったところ、国税不服審判所長は、平成22年3月30日、Aに対し、本件更正処分等の一部を取り消す旨の裁決をした（乙7）。

オ 飯塚税務署長は、税務調査の過程においてAが取得する相続財産が減少することが判明したとして、平成22年11月24日、Aに対し、本件相続税について、課税価格を3億3290万8000円、納付すべき税額を4903万0800円に減額する更正処分及び過少申告加算税を277万5000円に減額する賦課決定処分（以下「本件減額更正処分等」という。）をした（乙4〔10頁〕、乙8〔4頁〕）。

(3) Bの相続人らによる遺言無効確認訴訟（甲2）

福岡地方裁判所飯塚支部は、平成22年3月31日、Bの相続人の一部がAらに対して提起していたBの公正証書遺言の無効確認請求訴訟（同裁判所同支部平成●●年（〇〇）第●●号）を自庁調停に付した上で、民事調停法17条に基づく調停に代わる決定（以下「本件17条決定」という。）をし、同決定は確定した。

(4) Aによる本件相続税の更正請求等

ア Aは、平成22年11月29日、本件17条決定を受けてBの相続人間で遺産分割協議が整ったとして、飯塚税務署長に対し、本件相続税について、課税価格を1億1142万2000円、納付すべき税額を567万8500円とする旨の更正請求（以下「本件更正請求」という。）をした（甲3）。

イ 飯塚税務署長は、平成23年3月10日、Aに対し、本件更正請求について、遺産分割が行われたとは認められないこと等を理由として、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）をした（乙4〔11頁〕、乙8〔4～5頁〕）。

ウ Aは、平成23年5月6日、飯塚税務署長に対し、本件通知処分を不服として異議申立てをした。飯塚税務署長は、同年7月4日、Aに対し、同異議申立てを棄却する旨の決定をし、同月8日、その決定書謄本がAに送達された。Aは、上記決定後、国税通則法77条2項所定の審査請求期限（上記送達の日翌日から起算して1か月）内に国税不服審判所長に対する審査請求をしなかった。（乙4〔11頁〕、乙8〔5頁〕）

(5) 本件更正処分等の取消訴訟（乙4～6）

Aは、平成22年9月29日、福岡地方裁判所に対し、本件更正処分等（前記（2）エの裁決により一部取り消された後、本件減額更正処分等により減額された後のもの。以下同じ。）のうち、更正処分については課税価格1億1142万2000円、納付すべき税額567万8500円を超える部分、賦課決定処分については全部の取消しを求める訴えを提起した（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号。以下「平成22年別件訴訟」という。）。Aは、その係属中である平成27年1月●日に死亡し、Aを相続した原告が当事者の地位を承継した。

同裁判所は、平成28年1月26日、原告の訴え中、本件更正処分等のうち、納付すべき税額567万8500円を超え、納付すべき税額2359万5500円を超えない部分の取消しを求める部分を却下し、原告のその余の請求を棄却する判決を言い渡した。原告は、これを不服として上訴したが、平成28年7月6日に控訴棄却判決が、平成29年10月30日に上告棄却決定がされ、上記判決は確定した。

(6) 本件通知処分の取消訴訟（乙8）

Aは、平成23年8月6日、福岡地方裁判所に対し、本件通知処分の取消しを求める訴えを提起した（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号。以下「平成23年別件訴訟」という。）。同裁判所は、平成24年1月31日、審査請求前置（国税通則法115条1項）を欠いており不適法であるとして、上記訴えを却下する判決を言い渡し、同判決は確定した。

(7) 本件各差押処分

ア 本件差押処分①

(ア) 福岡国税局長は、平成25年11月19日、Aに対し、国税徴収法47条1項1号に基づき、本件相続税の本税のうち2351万7900円（これに対する延滞税を含

む。)及び過少申告加算税277万5000円の滞納に係る滞納処分として、当時Aが所有していた別紙物件目録1記載の各不動産を差し押さえる処分(本件差押処分①)をした(甲4①、乙10～15)。

(イ) Aは、平成26年2月6日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分①を不服として審査請求をした。国税不服審判所長は、同年10月30日、同審査請求を棄却する旨の裁決をし、同年11月2日、その裁決書謄本がAに送達された。(乙1、2)

イ 本件差押処分②

(ア) 福岡国税局長は、平成30年6月5日、Aの納税義務を承継した原告に対し、前記ア(ア)と同様の滞納処分として、原告がAから相続した別紙物件目録2記載の各不動産を差し押さえる処分(本件差押処分②)をした(甲4②、乙16～20)。

(イ) 原告は、平成30年7月24日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分②を不服として審査請求をした。国税不服審判所長は、平成31年3月18日、同審査請求を棄却する旨の裁決(本件裁決)をし、同月23日、その裁決書謄本が原告に送達された。

(甲1、乙3)

(8) 本件訴え提起(顕著な事実)

原告は、令和元年9月6日、本件訴えを提起した。なお、訴状記載の請求の趣旨が不明確であったため、当裁判所から原告に対し、本件各差押処分の取消しを求める訴えと解除処分の義務付けの訴えとのいずれであるのかを明らかにするよう補正を促したところ、原告は、同月20日、後者であることを明らかにする回答書(兼訴状訂正申立書)を提出した。

4 争点

(1) 本件義務付けの訴えの適法性(本案前の争点)(請求1及び2関係)

(2) 本件各差押処分の解除事由の有無(請求1及び2関係)

(3) 本件裁決の適法性(請求3関係)

(4) 本件相続税に係る還付金の有無(請求4関係)

5 争点に関する当事者の主張

(1) 本件義務付けの訴えの適法性(本案前の争点)

(被告の主張)

本件義務付けの訴えは、非申請型の義務付けの訴え(行政事件訴訟法3条6項1号)であるところ、①本件各差押処分により原告にいかなる具体的な損害が生じるおそれがあるのか不明であり、また、②本件各差押処分に対しては、その取消訴訟を提起することで争うことが可能であったから、損害を避けるため他に適当な方法がないとは認められない。

よって、本件義務付けの訴えは、同法37条の2第1項の要件を充たさず、不適法である。

(原告の主張)

争う。本件各差押処分によって原告には多大な損害が生じている。

(2) 本件各差押処分の解除事由の有無

(原告の主張)

本件17条決定を受けた遺産分割協議の成立を理由とする本件更正請求により、納付すべき本件相続税は567万8500円となり、本件相続税は全て納付済みである。よって、

本件各差押処分は、解除されるべきである。

(被告の主張)

Aの納税義務を承継した原告が納付すべき本件相続税は、本税4903万0800円、過少申告加算税277万5000円であることが平成22年別件訴訟の判決で確定した。A及び原告は、そのうちの本税2551万2900円を納付したのみであり、その余を納付していない。

よって、本件各差押処分の根拠となる滞納税額が存在するから、国税徴収法79条1項1号に定める解除事由は認められない。また、その余の解除事由も認められない。

(3) 本件裁決の適法性

(原告の主張)

前記(2)のとおり本件相続税は全て納付済みであり、本件各差押処分は存在しない債権に基づく違法なものであるから、本件裁決も取り消されるべきである。

(被告の主張)

原告の主張は、本件採決の前提となった原処分の違法を述べるものにすぎず、裁決固有の瑕疵には当たらない。本件裁決に裁決固有の瑕疵はなく、本件裁決が取り消されるべき違法事由は存在しない。

(4) 本件相続税に係る還付金の有無

(原告の主張)

前記(2)のとおり納付すべき本件相続税は567万8500円であり、過納付となっている。

よって、国税通則法56条1項に基づき、還付金1791万7000円(本件第二次修正申告に係る税額2359万5500円と本件更正請求に係る税額567万8500円の差額)の支払を求める。

(被告の主張)

争う。前記(2)のとおり、むしろ滞納税額が存在する。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件義務付けの訴えの適法性)について

(1) 本件義務付けの訴えの適法要件について

本件義務付けの訴えは、いわゆる非申請型の義務付けの訴えであるところ、これは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる(行政事件訴訟法37条の2第1項)。

(2) 「損害を避けるため他に適当な方法がないとき」の要件について

原告は、本件各差押処分の解除処分が行われるべき理由(解除事由)として、本件相続税は全て納付済みであること(国税徴収法79条1項1号)を主張するものと解されるところ(前記第2の5(2)参照)、本件相続税が全て納付済みであるという原告の主張の根拠は、要するに、本件17条決定を受けた遺産分割協議の成立を理由とする本件更正請求により、納付すべき本件相続税は567万8500円となったというものであって、本件各差押処分がされる前の事情を基礎とするものである。

そうすると、原告が本件各差押処分の解除事由として主張する内容は、本件各差押処分

がその処分時から違法である旨をいうものであるから、本来、本件各差押処分の取消訴訟において、その違法事由として主張すべきものである。しかるに、A及び原告は、従前、本件各差押処分の取消訴訟を提起することが可能であったにもかかわらず、そのような方法によることなく、今般、原告により、本件各差押処分の解除処分の義務付けを求める本件義務付けの訴えが提起されたものである。

以上のとおり、原告が主張する解除事由については、本件各差押処分の取消訴訟を提起する方法により争うべきものであり、かつ、それが可能であったといえることができるから、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の2第1項の「損害を避けるため他に適当な方法がない」の要件を満たさないといえるべきである（なお、本件差押処分②については、同処分の取消訴訟の出訴期間内に本件訴えが提起されているが、原告が本件義務付けの訴えを選択したことは前提事実（8）記載のとおりである。）。

(3) よって、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の2第1項の要件を充たさず、不適法なものとして却下されるべきである。

なお付言するに、前提事実（5）のとおり、Aの納税義務を承継した原告が納付すべき本件相続税は、本税4903万0800円、過少申告加算税277万5000円であることが平成22年別件訴訟の判決で確定したことが認められ、A及び原告は、そのうちの本税2551万2900円を納付したのみであるから（乙9）、本件各差押処分の根拠となる滞納税額は存在するものと認められる。したがって、本件各差押処分はいずれも適法であると認められ、その取消訴訟が提起されていたとしてもその請求は棄却されるべきであり、また、本件各差押処分につき国税徴収法79条1項1号の解除事由があるとは認められないから、本件各義務付けの訴えが適法であるとしてもその請求は棄却されるべきである。

2 争点（3）（本件判決の適法性）について

処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、判決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができないから（行政事件訴訟法10条2項）、判決の取消しの訴えにおいて違法事由として主張することができるのは、判決の主体、手続、形式等のいわゆる判決固有の瑕疵に限られる。

本件判決の取消しの訴え（請求3）に係る原告の主張は、原処分である本件各差押処分の違法をいうものにすぎず、本件判決固有の瑕疵には当たらない。また、本件全記録によっても、本件判決固有の瑕疵は見当たらない。したがって、本件判決は適法である。

3 争点（4）（本件相続税に係る還付金の有無）について

還付金の支払請求（請求4）に係る原告の主張は、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、本件17条決定を受けた遺産分割協議の成立を理由とする本件更正請求により、納付すべき本件相続税は567万8500円に更正されるべきであり、そうすると本件相続税は過納付であるから、還付金1791万7000円が生じている旨主張しているものと解される。

しかし、本件更正請求については、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分がされ、これに対する異議申立ても棄却されたが、Aは審査請求期限内に審査請求を行わなかったため、本件通知処分の取消しを求めた平成23年別件訴訟において、訴え却下の判決がされ、同判決は確定している（前記前提事実（4）イ、ウ、（6））。

したがって、本件更正請求については、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分が有効な

ものとして存在し、本件更正請求を認める内容の減額更正処分（本件更正請求を認容する処分）は行われていないのであるから、減額更正処分に基づく還付金が発生していないことは明らかである。

よって、原告の上記還付金の支払請求に理由はない。

4 結論

以上によれば、本件訴えのうち本件義務付けの訴え（請求1及び2）に係る部分は不適法であるからこれを却下し、原告のその余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 徳地 淳

裁判官 渡邊 隆浩

裁判官 野上 幸久

1 国税通則法

(更正の請求)

第二十三条

1 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一～三 (略)

4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(更正)

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(還付)

第五十六条

1 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条

1 国税に関する法律に基づく処分次各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分（次項に規定する処分を除く。）

次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

3 第一項第一号イ又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。次項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

(不服申立期間)

第七十七条

2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第十項（決定の手續等）の規定によ

る再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(不服申立ての前置等)

第百十五条

1 国税に関する法律に基づく処分（第八十条第三項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求め訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～三（略）

2 相続税法

(更正の請求の特則)

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。）をすることができる。

一 第五十五条の規定により分割されていない財産について民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと。

3 国税徴収法

(差押の要件)

第四十七条

1 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

(差押えの解除の要件)

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。

一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

2 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、そ

の差押えを解除することができる。

- 一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。
- 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。
- 三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

別紙 省略